日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 75 号の概要

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和3年6月1日から日本海・九州西広域漁業調整委員会指示(以下「委員会指示」という。)により以下の規制を導入した。
 - ① 30キログラム未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
 - ③ 大型魚について、全海区の採捕数量が漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合は採捕を禁止
- (2) 令和5年度は、上記③について、令和5年4月28日から5月31日まで、6月18日から6月30日まで、7月10日から7月31日まで、11月4日から12月31まで日及び令和6年1月24日から3月31日までの間、 遊漁による大型魚の採捕を禁止した。
- (3) 今般、上記の委員会指示の後継措置として、令和6年4月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示を発出することとする。

2. 委員会指示第75号の概要

(1) くろまぐろ(小型魚)の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止し、意図せず採捕した場合は直ちに 海中に放流しなければならない。

- (2) くろまぐろ (大型魚) の採捕の制限
 - ア 1人1日あたり1尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚 を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しな ければならない。
 - イ 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならない。※陸揚げした日から3日以内に水産庁に報告(現行は5日以内)
 - ウ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐ ろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来す おそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採 捕を禁止する旨を公示する。
 - エ 遊漁者は、ウの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

※期間指定の考え方

・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量 を超えるおそれがある場合:当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時期	R6年	6 月	7月	8~9月	10 ~ 12	R7年	2~3月
	4~5月				月	1月	
数量	5トン	<u> </u>	<u> フトン</u>	<u> フトン</u>	5トン	5トン	*

※概ね40トンから全海区における令和6年4月1日から令和7年1月31日までの採捕数量の累計を差し引いた数量

(参考) 今年度指示の時期別数量の実績 (令和6年2月1日現在)

時期	R 5 年					R 6年	
	4~5月	6月	7月	8月	9~12月	1~3月	合計
数量	5トン	8トン	8トン	8トン	5トン	※ (6.1 ト	37.4トン
						ン)	
実績	4.4トン	10.6トン	8.1トン	3.9トン	4.3トン	6トン	37.3トン
採捕	4/28-5/31	6/18-30	7/10-31	_	11/4-12/31	1/24-3/31	
禁止							

※概ね 40 トンから全海区における令和 5 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの採捕数量の累計を差し引き、R 4 年度の超過分(2.6 トン)を差し引いた数量(40-31.3-2.6=6.1)

全海区における<u>令和6年4月1日</u>からの採捕数量の累計が概ね 40 トンを超えるおそれがある場合:令和7年3月31日まで採捕を禁止する。

(3) 指示の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3. 委員会指示に違反した者への対応について

現行では、「日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第75号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針」に基づき、違反者に対しては、広域漁業調整委員会の会長名での指導文書の発出を行い、再度違反が確認された場合に、大臣に対して裏付け命令の申請をすることとしている。

本委員会指示による規制について3年が経過し、一定の周知・定着が図られていること、指示の有効期間である1年間の中で、より厳格なクロマグロ管理を行っていく観点から、違反が確認された場合は、直ちに裏付け命令の申請ができるようにするもの。